

三宅町耐震改修促進計画 概要版

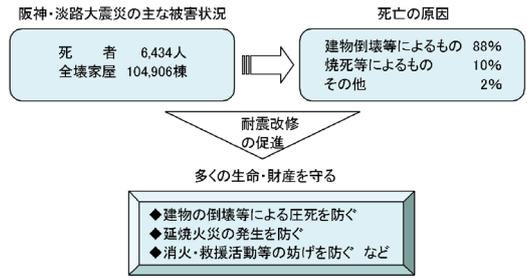
<令和3年3月改定>

三宅町

1 計画の基本方針

◎計画の位置付け

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という）の平成 31 年 1 月の改正を受け、「奈良県耐震改修促進計画（令和 3 年 3 月改定）」等の上位計画を踏まえ、平成 30 年 3 月に改定した「三宅町耐震改修促進計画」について見直しを行いました。



見直し ↓	三宅町	三宅町耐震改修促進計画 (平成 30 年 3 月改定)	令和 2 年度目標	●住宅の耐震化率 95% ●特定建築物の耐震化率 95%
	国	基本方針 (平成 30 年 12 月 国土交通省告示第 529 号)	令和 7 年度目標	●住宅の耐震化率 95%
	県	奈良県耐震改修促進計画 (令和 3 年 3 月改定)	令和 7 年度目標	●住宅の耐震化率 95% ●多数の者が利用する民間建築物の耐震化率 95% ●県有建築物の目標耐震化率 98%以上

三宅町耐震改修促進計画（令和 3 年 3 月改定）

◎対象区域 三宅町全域とします。

◎計画期間 令和 3 年度から令和 7 年度末とします。

◎対象建築物 昭和 56 年 6 月の新耐震基準適用以前の構造基準で設計・建築された既存建築物で「住宅」「多数の者が利用する建築物等」「公共建築物」を対象とします。

住 宅	戸建て住宅、共同住宅等
多数の者が利用する建築物等	多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第 14 条 1 号に該当するもの） 危険物の貯蔵場又は処理場（耐震改修促進法第 14 条 2 号に該当するもの） 緊急避難路沿道建築物（耐震改修促進法第 14 条 3 号に該当するもの）

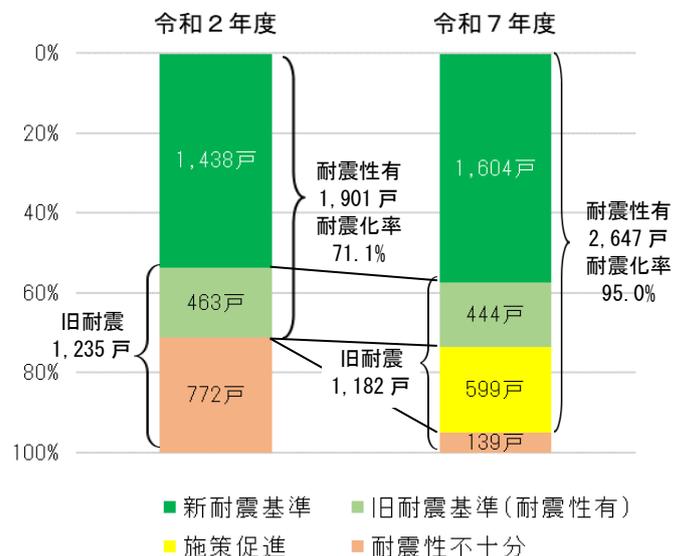
2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施目標

◎住宅の耐震化

令和 2 年度時点で、居住世帯のある住宅数は 2,673 戸と推計され、このうち旧耐震基準（昭和 55 年以前）で建築された住宅は 1,235 戸（46.2%）と推計されます。

また、旧耐震基準の住宅のうち 463 戸は耐震性を有していると推計されます。したがって、耐震性を有する住宅数は、新耐震基準で建築された住宅 1,438 戸に旧耐震基準で建築された住宅のうち、耐震性を有する 463 戸を加えた 1,901 戸になります。

本町の耐震化率は 71.1% で、令和 2 年度の目標には達していません。住宅の耐震化の遅れへの対応が喫緊の課題となっています。



◎多数の者が利用する建築物等の耐震化

■公共建築物

公共建築物の耐震化率は100%を達成しています。

■多数の者が利用する建築物（第14条第1号：民間）

多数の者が利用する建築物数は2棟で耐震化率は100%です。

■緊急輸送道路沿道の建築物（第14条第3号：民間）

対象となる建築物は4棟で耐震性を有する建築物数は2棟で、耐震化率は50%です。

◎計画の方針

内陸型地震による人的被害を半減するためには、減災効果の大きな住宅の耐震化に、今後も継続的に取り組んでいく必要があります。これらを踏まえ、耐震化の目標については、国の基本方針、奈良県の耐震改修促進計画の目標を踏まえ、本町でも95%以上を目指すこととします。

◎計画の目標



3

耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

◎取り組み方針

県、地元自治会、関係団体と連携しながら、下記の取り組みを行います。

普及・啓発	耐震診断	耐震改修	緊急輸送道路沿道の建築物の耐震性の向上	優遇措置
情報の提供、広報による啓発、所管行政庁や地元自治会との連携など	耐震診断のための支援策や所有者への情報提供など	耐震改修を促進するための支援策や所有者への啓発など	建築物等の台帳による耐震性の進捗状況の管理や所有者への啓発など	耐震改修費の一部に係る所得税控除等の減税

◎住宅の耐震診断・改修を促進するための支援策の強化

木造住宅の耐震改修に要した費用の一部を助成する事業を平成28年4月に見直しを行い、対象や限度額等の強化を図っています。また、平成27年度から、住宅の減災化に向けた取り組みとして、耐震シェルター、感震ブレーカー等の設置に関する支援を行っています。

耐震診断	既存木造住宅耐震診断事業
耐震改修	既存木造住宅耐震改修工事補助事業

◎安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

庁内には住宅相談窓口を開設しています。また、奈良県や関係団体と連携し、ローンや助成制度等の説明、専門家・事業者の斡旋・紹介等についても対応できる環境を整えており、相談窓口や耐震改修に関する情報の提供を行っていきます。

◎もしもに備えての安全対策

- 家具の転倒防止
- ブロック塀等の安全対策
- 窓ガラス・天井落下等防止対策
- エレベーター等の安全対策

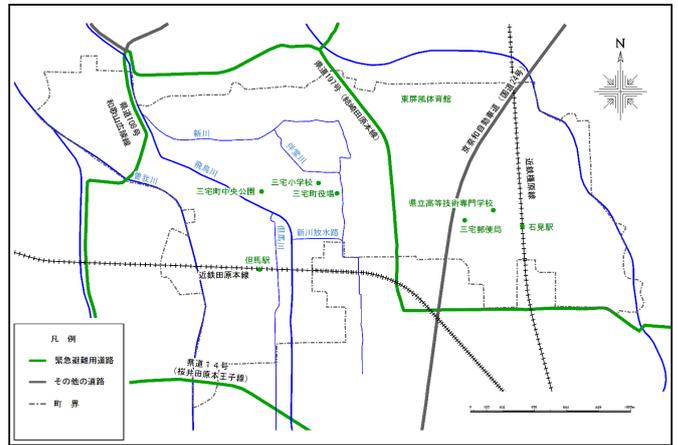
◎優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

優先的に耐震化を着手すべき建築物を設定します。

- 木造住宅（昭和56年5月以前に建てられた住宅）
- 耐震改修促進法第14条第3号に該当する建築物

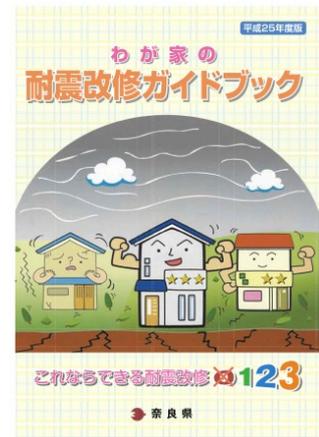
◎地震発生時に通行を確保すべき道路

地震発生時に、通行を確保すべきこれらの道路において、その沿道建物が地震によって倒壊し、当該道路を閉塞することの無いよう建築物等の耐震化の促進を図ります。



4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び普及

情報発信	地震防災マップ等の活用
	情報提供の充実
	相談体制の向上
啓発活動	パンフレット、講習会等の開催による情報提供
	納税通知書等を活用した情報提供
	自治会等との連携
	各種関係団体との連携
	リフォームに併せた耐震改修の誘導
	建築物の建て替え促進



5 関係行政機関との連携

◎耐震改修促進法による指導等の実施

所管行政庁である県と十分連絡調整を行い、連携して建築物の耐震化が円滑に進むように努めます。

◎建築基準法による勧告又は命令等の実施

建築基準法に基づく勧告又は命令等の実施に関して特定行政庁である県と連携して対応します。

◎国・県と連携した取り組み

住宅・建築物の耐震化の促進に向けて、国・県と連携して様々な取り組みを行います。

6 その他必要な事項

◎庁内での推進体制の確立

本計画の推進にあたっては、庁内各課との連携が不可欠であることから、住宅・建築物の耐震化に向けた全庁的な対応を図っていきます。

◎関係団体との協働による耐震改修の促進

本計画に基づく耐震改修の促進、法に基づく指導等の実施、住民の負担軽減の充実等を図ります。また、県や関係団体と連携し、相談体制の充実、専門家や業者の育成、情報提供を継続して図っていきます。

◎耐震化緊急促進アクションプログラムの検討

本町の建築物等の耐震化の目標達成に向け、耐震化緊急促進アクションプログラムの検討を行っていきます。